

廃棄物処理法改正案が3月5日、閣議決定し、国会に上程された。大谷信盛・環境大臣政務官は本紙記者の取材に対し、排出事業者の処理責任を明確にし、不法投棄をなくしたいと力説、あわせて低炭素・循環型社会構築に向けた処理業界のいっそうの取り組みに期待を寄せた。

特別インタビュー

1

**罰金引き上げで
不法投棄を抑止**

——今回のポイントを
一言で言いますと、大谷
排出事業者の大谷
排出事業者の大谷
者である、従業員で
あれ、従業員が不法投
棄等を行った場合、そ
の従業員の事業主であ
たとえば、排出事業

た、そのことだ不法投棄をなくすんだと思
います。不法投棄につ
いてはこれまで、厳
しく対処してきました
が、さらに強化してい
きたく思います。



環境大臣政務官
大谷 信盛氏

排出者責任明確化で 不法投棄をなくす

る法人に課される量刑を5億円以下に引き上げました。最大3億円まで課金しますよといふ意思表示で、それだけ政府は重大問題と認識していると受け止めています。もちろん、一定程度のアナウンス効果、不法投棄に対する抑止効果はあると思います。

――3億円への引き上げについて各方面から反発等はなさそうですか。

大谷 索然に申し上げて、環境汚染の原因となる不法投棄が、なくならないことが問題だ

くすじと、そのために罰則を強化することに異論があるとは思えます。あくまで不適正な処理行為への厳罰的な措置で、きちんと処理責任を果たしている排出事業者、処理業者にとっては関係がない話でしよう。

今回の改正案の骨子になつたのは、中央環境審議会廃棄物処理制度専門委員会(委員長、田中勝・鳥取環境大学教授・サステイナビリティ研究所長)の報告書です。すでにその現状が明らかになれば、何らかの対処方法を考えることになるでしょう。(次号につづく)